

## 平成 27 年度事業報告

平成 27 年度で、国が定める「東日本大震災からの復興の基本方針」に示される 5 年間の「集中復興期間」が終了し、被災地の水産加工業については、震災以前と比べ 8 割半ばまで業務を再開したにも関わらず、震災により失われた販路確保等の問題もあり、以前の水準以上まで売上を回復した事業者は 2 割だけという状況であった。

こうした中、今年度も国産塩安定供給のための需給バランスの監視作業を続けてきたが、塩需要量はいまだに震災以前の水準に回復していない。

塩の販売については、生活用塩の減少傾向が依然として続いている中で、通期では 93 万トン程度となった。

石油石炭税については、平成 24 年 10 月 1 日から、石油石炭税の税率に地球温暖化対策のため税率が三段階に分け上乗せ導入されたが、平成 26 年 4 月 1 日以降の増税分についても平成 29 年 3 月 31 日までの 3 年間の軽減措置延長が実現したため、平成 27 年度中の行動は特に必要としなかった。

海外石炭事情（アジアの一般炭需要）については、中国での経済成長の減速に伴う電力・鉄鋼・セメントなど石炭多消費産業で生産される製品需要の停滞や、大気汚染問題による大都市や沿海地域での石炭総量規制や環境規制のため需要減少があるが、インド及び東南アジアでは、経済発展に伴い発電用燃料として着実に需要増加が見込まれている状況である。

他方、我が国への供給国である豪州では、採算の取れない炭鉱の閉山や生産休止を実施する一方で、採算の良い炭鉱への集中により生産増大を図る等の取り組みも進められており、供給体制が整っていると言えるが、石炭市況の低迷から、新規の炭鉱開発及び輸送インフラの整備が遅延（又は延期）されていることで、数年後の需要バランスに影響を及ぼす可能性も出てきている。そのような状況下にあつて、国内製塩の安定操業・事業継続が危惧される状況に変わりはない。

関税問題については、T P P（環太平洋経済連携協定）交渉は平成 27 年 10 月 5 日大筋合意に到り、2 月 4 日の協定書署名も終わり、焦点は各国の国内手続きの完了へと向かっている。塩の関税については、発効後 11 年目までの段階的関税撤廃期間を設定することとなっている。

塩の安全・安心への取り組みについては、H A C C P ・ I S O 22000 の考え方を取り入れ、食品衛生法の趣旨・原則に基づいて定めた「食用塩の安全衛生ガイドライン」に、食品防御及び A I B 国際検査統合基準の考え方を充実し、工場の現場レベルでの管理体制をより強化させた内容の第 5 版により、会員 3 工場に対してガイドライン更新審査を実施した。

このほか、外部セミナーへの参加、ホームページ等の改定、消費者からの電話対応等を通じて「塩の正しい情報」の普及に努めた。

また、過去 7 年間で費やし、イオン交換膜の高性能化に向けて取り組んだ次世代膜の開発事業については、その本格的工業化の準備が進められている。